

姫路市型鋳鉄製マンホールふた認定基準

1. 目的

姫路市の公共下水道事業等において使用する鋳鉄製マンホールふたを認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

ふたの認定については製品(製造業者)を申請し、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 日本工業規格(JIS G5502)の表示について認定を受けていること。
- (2) 社団法人日本下水道協会の認定工場で作られたものであること。
- (3) 姫路市上下水道事業管理者に認定申請書を提出しその内容が適正と認められること。
(様式 1)
- (4) 姫路市鋳鉄製マンホールふた仕様書に適合し、姫路市が行う製品検査に合格すること。
(様式 4)
- (5) 近畿圏内に営業所があり、同圏内の官公庁発注工事においてふたの納入実績が過去3年以上あること。(様式 2)

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

4. 認定期間

認定の有効期間は最長3箇年とする。

5. 認定の更新

認定の更新については、その期間内に更新申請を行うものとする。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

6. 認定の取り消し

認定した製品(製造業者)において下記の事項が生じたときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合
- (4) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

なお、認定期間中の納入実績が著しく少ない場合は、認定の取り消しを行なうことがある。

7. その他

- (1) 姫路市は認定期間内においても認定申請者の内容確認など、必要に応じ立入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- (2) 承認した製品の納入後であっても、姫路市が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行なうことができる。
- (3) 姫路市が行なう材料検査、製品検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (4) 製造業者は納入実績報告を単年度ごとに作成し、翌年度の4月末までに提出することとする。(様式 8)
- (5) この基準に疑義が生じた場合は、協議により決定する。